

## 教師の休暇等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、教師が教会の牧会者として、また、教会運営の責任者として、その責務を遂行していくために、教師及びその家族の心身の健康の維持増進に配慮し、休暇制度を導入することによって生じる余暇を厚生活動に専念できるように、教師の休暇に関して必要な事項を定めることを目的とし、あわせて女性教師の特別休暇に関して定めるものとする。

### (休日)

第 2 条 月曜日は、教師の休日（週休日をいう。以下同じ。）とする。休日に休むことができない場合は、その週の他の曜日を休日に振り替えることができる。

### (休暇)

第 3 条 教師は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に14日の休暇を取得することが出来る。

2 休暇は、翌年に繰り越すことはできない。

### (年度中途に任命された場合)

第 4 条 9月1日以降に新規に任命された教師は、7日の休暇を取得することができる。

2 年度中途に他の教会から転任した教師の休暇日数は、前任教会における休暇日数の残日数とする。

### (休暇の取得)

第 5 条 教師は、教会の運営に支障が生じない限りにおいて、随時に休暇を取得することができる。

2 休暇は、1日を単位として取得するものとする。

### (女性教師の特別休暇)

第 6 条 女性教師は、出産予定日の前6週間及び出産の日後8週間の休暇を取得することができる。

2 女性教師は、出産した子が満1歳に達する日まで、育児のために休暇を取得することができる。

### (その他の特別休暇)

第 7 条 教師は、次の各号に該当する場合、それぞれ定める日数の特別休暇を取ることができる。

(1) 本人が結婚するとき 7日

(2) 父母または配偶者、あるいは子が死亡したとき 7日

(3) 祖父母、配偶者の父母、あるいは兄弟が死亡したとき 3日

(4) 配偶者が出産するとき 5日

(5) 災害等で被災したとき 7日

### (手続き)

第 8 条 教師は、休暇を取得しようとするときは、休暇を取得する日及び日数を、あらかじめ役員会に口頭又は文書で通知するものとする。

(教師の相互協力)

- 第 9 条 教師が休暇を取得することによって、教会の集会、家庭集会その他の行事に支障が生じるときは、教会は、必要に応じて近隣教会の教師又は退職教師（以下「協力教師」という。）の協力を求めることができる。
- 2 教会は、協力教師に対して謝礼その他の金銭を支給しない。
  - 3 教団は、協力教師の申請に基づいて、一定額の謝礼金（交通費を含む。）を支給する。ただし、年1回とする。

(教会の自主決定権)

- 第 10 条 教会は、教師の休暇制度を実施する場合は、内規を作成して総会の承認を得ることを要する。
- 2 内規を作成する場合は、この規程に定める基準に達しない休暇日数を定めてはならない。

(指導及び助言)

- 第 11 条 奉仕局長は、教会の求めに応じて、教師の休暇制度に関して指導及び助言をすることができる。

(教団の責務)

- 第 12 条 教団は、各教会が教師の休暇制度が容易に実施できるように、適切な施策を講じなければならない。

(改正)

- 第 13 条 この規程は、教団総会の承認を得て改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、教団総会において承認された日（2004年3月25日）から施行する。
- 2 この規程は、教団総会において承認された日（2006年3月7日）から施行する。
- 3 この規程は、教団総会において承認された日（2021年3月13日）から施行する。